

平成十四年七月五日提出  
質問第一二四号

情報公開法に基づく開示決定等に対する不服申し立ての情報公開審査会への諮問遅れ等に関する質問主意書

提出者 長 妻 昭

情報公開法に基づく開示決定等に対する不服申し立ての情報公開審査会への諮問遅れ等に関する質問主意書

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、情報公開法という）一八条において、開示決定等について不服申し立てがあつたときは、行政機関の長は情報公開審査会に諮問しなければならないという規定がある。

これに関して以下お尋ねする。

一 情報公開法の対象となるすべての行政機関名ごと（内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中央省庁等改革推進本部、司法制度改革審議会、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、特殊法人等改革推進本部、司法制度改革推進本部、都市再生本部、人事院、内閣府、宮内庁、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、公正取引委員会、公害等調整委員会、郵政事業庁、消防庁、法務省、司法試験管理委員会、公安審査委員会、公安調査庁、検察庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、国立大学等、厚生労働省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産省、食糧庁、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、船員労働委員会、気象庁、海上保安

庁、海難審判庁、環境省、会計検査院 ※漏れがある場合はお加え下さい)に、以下の数字をお示し願いたい。

- 1 現時点での開示請求受付件数の総数
- 2 開示決定等件数のうち、開示決定件数
- 3 開示決定等件数のうち、部分開示決定件数
- 4 開示決定等件数のうち、不開示決定件数
- 5 開示決定等件数のうち、期間延長がなされた件数
- 6 開示決定等件数のうち、不服申し立て件数
- 7 不服申し立て件数のうち、情報公開審査会への諮問件数
- 8 不服申し立て件数のうち、結果的に開示され諮問不要になった件数
- 9 不服申し立て件数のうち、いまだ諮問されていない件数(8を除く)
- 10 情報公開審査会への諮問件数のうち、答申件数
- 11 答申件数のうち、開示の答申があった件数

- 12 答申件数のうち、不開示の答申があった件数
- 13 不服申し立てから諮問までの平均期間
- 14 不服申し立てから諮問までかかった最長時間
- 15 14のケースでなぜこれほど時間がかかったかの理由と案件の概要
- 16 現時点で、不服申し立てがあったにもかかわらず、未だ諮問していないケースのうち、不服申し立てから現在までの期間が最長のものの、案件名と、諮問遅れの理由と、不服申し立てから現時点までの時間

17 諮問から答申までの平均期間

18 諮問から答申までかかった最長時間

19 諮問されたにもかかわらず、未だ答申が出ていないケースのうち、諮問から現在までの期間が最長のものの、案件名と、答申遅れの理由と、諮問から現時点までの時間

二 不服申し立てから、諮問までがあまりに時間がかかりすぎると、情報公開法の趣旨に反する恐れもあると考えるが、不服申し立てから諮問までは最大限どのくらいの期間以内が望ましいと考えるか。ケースバ

イケースの場合は、どのような基本的考え方をすればいいのか。

三 諮問から、答申までがあまりに時間がかかりすぎると、情報公開法の趣旨に反する恐れもあると考えるが、諮問から答申までは最大限どのくらいの期間以内が望ましいと考えるか。ケースバイケースの場合には、どのような基本的考え方をすればいいのか。

四 今後、それぞれの期間短縮について、指導を行う予定はあるか。  
右質問する。